

福祉資金 福祉費⑥ 療養費

▶ 負傷または疾病の療養に必要な経費 及び その期間中の生計維持に必要な経費

1. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
■療養期間が1年以内 1,700,000円 ■療養期間が1年を超え1年6ヶ月以内 2,300,000円	8年以内	6ヶ月以内 (送金月の翌月から起算)	原則1名	無利子 (連帯保証人がいない場合は年1.5%)

2. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の本籍が記載された住民票	3ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	16歳以上で就学していない世帯員全員の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※2、※3)
	療養を必要とする人の健康保険証の写し	
	限度額適用認定証の写し	
	診療内容及び所要経費見込書	※医療機関へ、以下の内容全てを記載してもらうように依頼ください。(記入漏れがある場合は、審査が実施できません。) ①初診以来現在までに講じた処置と症状の経過 ②各種検査の結果及び予後の見通し ③診療内容 ④診療にかかる経費の額 ⑤社会保障負担等の有無 ⑥本人(患者)負担額 ⑦2ヶ月目以降の本人(患者)負担額
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	連帯保証人の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	生活費の借入を希望する場合	
	世帯の収支が分かる書類	(任意の様式)
	世帯員で収入があるもの全ての直近3ヶ月分の給与明細の写し	

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。

※3 就学していても収入がある者は所得証明書が必要。